

平成24年11月20日

輸出事業者各位

水産庁加工流通課水産物貿易対策室

(お知らせ) 日本から中国に外国産水産物を輸出する際の手続について

日本から中国に輸出される水産物は、「中国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について」(平成23年5月27日23水漁第473号 水産庁長官通知)に基づき、水産庁または都道府県の水産部局が原産地証明書を発給していますが、当該手続の対象には国産水産物のほかに、日本を經由して中国に輸出される(積み戻しも含む)外国産水産物も含まれています。

最近、水産庁または都道府県の水産部局以外の機関に対し、日本から中国に輸出される外国産水産物にかかる原産地証明書の発給を申請する事案がみられますが、当該外国産水産物については、上記の水産庁長官通知に基づき、水産庁または都道府県の水産部局へ原産地証明書の発給申請を行って下さい。

なお、タラバガニ、ズワイガニ(いずれも03類)については、証明書等の確認に関して原産国政府への照会が必要な場合もあることから、発給機関は水産庁のみとなります。